

事 務 連 絡

平成27年12月21日

指定介護予防訪問介護事業所 様
指定（介護予防）通所介護事業所 様

川 崎 市 健 康 福 祉 局
地域包括ケア推進室介護予防担当課長
長寿社会部高齢者事業推進課長

地域支援事業等を実施する場合の定款の変更について（通知）

日頃から本市介護保険制度の適正な運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、介護保険法の一部改正により以下のとおり名称が変わります。

①介護予防訪問介護⇒第1号訪問事業

②介護予防通所事業⇒第1号通所事業

また、地域密着型通所介護の創設に伴い、小規模通所介護（利用定員18人以下）の事業者については、別段の申出がなければ、平成28年4月1日から地域密着型通所介護の「みなし指定」の事業者となります。

これに伴い、該当する事業者において事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合もございますので、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行ってください。

（1）総合事業への関係

ア 定款等への記載事項

定款等には、次の事項が反映されていることが必要となります。既存の事業者で、「みなし指定」の場合でも、定款等の変更が必要となります。

① 総合事業の「第1号訪問事業」又は「第1号通所事業」を実施すること。

② 平成30年3月31日まで、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」を実施する可能性がある場合は、平成28年4月時点で、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」を削除しないこと。

なお、法人登記については指定申請までに変更しておいてください。

また、この変更に関する変更届の提出は必要ありません。

イ 定款等での変更例

前「介護保険法に基づく介護予防サービス」

後「介護保険法に基づく介護予防サービス及び第1号訪問事業」

前「介護保険法に基づく介護予防通所介護」

後「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」

ウ 法律での位置づけ

	介護保険法	老人福祉法
現行相当訪問サービス（基準緩和含む）	第1号訪問事業	規定なし
訪問スーパー基準緩和	第1号訪問事業	規定なし
現行相当通所サービス	第1号通所事業	老人デイサービス事業
通所基準緩和サービス	第1号通所事業	規定なし
通所スーパー基準緩和	第1号通所事業	規定なし

※予防通所介護事業所の定款が「老人福祉法に基づく老人デイサービス事業」と記載がされており、「現行相当通所サービス」のみ実施する場合に限り定款変更が不要で、それ以外の場合で総合事業を実施する場合は必ず定款変更が必要となります。

(2) 地域密着型通所介護への移行関係

ア 定款等への記載事項

定款等には、平成28年4月1日までに地域密着型通所介護の実施が記載されていることが必要となります。既存の事業者で、「みなし指定」の場合でも、定款等の変更が必要となります。

なお、法人登記については指定申請までに変更しておいてください。

また、この変更に関する変更届の提出は必要ありません。

イ 定款等での記載例

- ・ 「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」

※ 「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」等として、既に定款等に記載されている場合は、「地域密着型通所介護」が「地域密着型サービス」に含まれますので、定款等の変更の必要はありません。

なお、「介護保険法に基づく居宅サービス」等と記載されている場合は、変更が必要です。

○質問について

電話での御質問は受け付けておりません。御質問がある場合は必ず FAX で行ってください。全事業所に周知が必要なものは、本市ホームページや年度末の説明会等でお知らせする予定です。

総合事業に関すること（地域包括ケア推進室介護予防担当）
地域密着型通所介護に関すること（高齢者事業推進課事業者指定係）

FAX：044-200-3926